

日 薬 業 発 第 142 号  
令 和 元 年 7 月 30 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

プレミアム付商品券事業に係る自治体Q&Aの送付について

標記について、内閣府プレミアム付商品券事業担当室より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券が使用可能となることにつきましても、令和元年6月21日付け日薬業発第101号にてお知らせしたところですが、原則、医療や介護の自己負担に充てることが可能である旨につきまして、自治体向けQ&Aを作成したとのことです。

制度全般に関する問い合わせは内閣府へ、各市町村等における公募方法や各種取扱いについては事業所の所在する市町村等へ照会されたいとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和元年 7 月 8 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

### プレミアム付商品券事業に係る自治体Q&Aの送付について

プレミアム付商品券事業の実施につきましては平素より多大なご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）については、原則、医療や介護の自己負担に充てることが可能である旨及び市町村等において、当該市町村等の区域内で商品券を使用可能な事業者等を幅広く公募する旨、厚生労働省より事務連絡をお送りさせていただいたところです。

このことにつきまして、別添の自治体Q&Aを市町村等へ送付しましたので、御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、制度全般に関するお問い合わせは内閣府プレミアム付商品券専用ダイヤルへ、各市町村等における公募方法や公募時期等の詳細については、事業所の所在する市町村等へ御照会ください。また、市町村等における制度の詳細については、内閣府プレミアム付商品券特設ホームページ内の「各市区町村情報」ページもご参照ください。

(参考)

■内閣府プレミアム付商品券専用ダイヤル  
TEL : 0570-02-2036 (平日のみ : 9時から18時)

■内閣府プレミアム付商品券特設ホームページ  
<https://www.02premium.go.jp>

## プレミアム付商品券事業 自治体Q &amp; A

問 プレミアム付商品券を「公的医療保険や公的介護保険の自己負担の支払いに充てることは可能」ということだが、公的医療保険等は必ず商品券の使用対象としなければならないということか。

答 本事業の商品券の使途については、実施要領において「市町村は、商品券の使用対象外となる物品又は役務（略）を定めることができる」とお示ししているところであり、自治体の判断により、当該自治体の区域内に所在する医療機関等における公的医療保険等の自己負担を使用対象外と定めることも可能という趣旨である。

なお、

- ・平成26年度補正予算で実施したプレミアム付商品券事業では、新たな消費喚起を事業目的としていたため公的医療保険等の自己負担に充てることは適当ではないと整理されていたが、今回の事業では、低所得者や小さな乳幼児がいる世帯に対象を限定した上で、こうした世帯の消費の下支えを事業目的としているため、利用者の利便性を考慮し、公的医療保険等の自己負担に充てることを可能としており、取扱が異なっていること、
- ・保険診療においては自己負担額を過不足なく徴収する必要があるため、釣銭を出せない本商品券によって一部負担金等の支払いを受ける際には、一部負担金等の額を超える額面の商品券を受領してはならないことについて注意が必要であること

から、事務連絡により公的医療保険等の自己負担に充てることが可能であること等をお示ししたところである。

こうした制度趣旨を踏まえ、商品券の使用対象をご検討いただきたい。

問 公的医療保険や公的介護保険等の自己負担の支払いにプレミアム付商品券を使用しても差し支えないということであるが、高額療養費や高額介護サービス費として支払額の一部が還付される場合は換金に該当するおそれはないか。

答 本商品券事業は、対象となる方々の消費税率引上げ直後の消費への影響を緩和し、税率引上げの10月1日から半年間の消費を下支えするために実施するもの。このため、消費にはつながらないと考えられる換金性の高い商品等については使用対象外物品等と想定されることを実施要領の中でお示ししている。

他方で、高額療養費や高額介護サービス費等は、医療機関等に受診（介護

サービスを利用)して現に支払った自己負担額について、一か月間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、その超過額が保険者から還付されるものである。

公的医療保険等の自己負担の支払いに商品券を充てた場合は、支払い時点で必要な医療・介護に係る保険給付を受ける対価として自己負担額を支払っているものであり、仮に事後的に支払額に応じた還付があったとしても、換金目的の使用にはあたらないと考えている。